

皆さまのご意見をお聞かせください(パブリックコメントの実施について)

【案 件 の 名 称】 第4次健康ようろう 21 (健康増進計画・食育推進計画) (令和7年度～令和18年度)
第2次養老町のち支える自殺対策行動計画 (令和7年度～令和12年度)

【募 集 期 間】 3月17日 (月) まで

【意見を提出できる人】 本町に在住・在勤の人など

【提 出 先】 養老町保健センター 〒503-1251 岐阜県養老郡養老町石畑 523 番地
FAX: 32-4307 メールアドレス: hoken-ct@town.yoro.gifu.jp

☎ 町保健センター ☎32-9025

【案 件 の 名 称】 下水道等使用料の見直し

【募 集 期 間】 3月31日 (月) まで

【意見を提出できる人】 本町に在住・在勤の人など

【提 出 先】 養老町役場 産業建設部水道課 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798 番地
FAX: 32-1946 メールアドレス: 12suido@town.yoro.gifu.jp

☎ 水道課 ☎32-5082

詳細は、町ホームページまたは各担当課の窓口などで閲覧することができます。

【提出方法】 件名を『(案件の名称) に対する意見』とし、住所、氏名または名称 (法人や団体の場合は代表者名)、電話番号を必ず明記し、下記のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 窓口への持参 (2) 郵送 (3) FAX (4) 電子メール

※郵送の場合は、募集期間の末日までの消印のものを有効とします。

意見を提出された人の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

口頭・電話による意見は受け付けできません。

様式は任意ですが、参考様式を町ホームページに掲載しています。

いただいたご意見とそれに対する町の考え方は、町ホームページで公表します。個々のご意見に対して直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての人は、国民年金の加入と年金保険料納付義務があります。また、年金制度によって老後の所得保障だけでなく、障害年金や遺族年金などが受けられるようになっています。

しかし、年金加入手続きがされていないと年金受給額の減額や万一の時に障害年金・遺族年金を受け取ることができませんので、必ず手続きをしてください。

○加入の手続き

退職者は第2号被保険者 (会社員、公務員) から第1号被保険者 (学生、自営業者、無職の人など) になるため、住民環境課で手続きをしてください。また、配偶者の扶養から外れ、第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者) から第1号被保険者になる場合も住民環境課で手続きが必要です。

必要書類

- ・退職者…厚生年金・健康保険資格喪失証明書または離職票など
- ・配偶者の扶養から外れた人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書

○喪失の手続き

就職した人は第2号被保険者に、その人に扶養される配偶者は第3号被保険者になりますが、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので年金に関する手続きは必要ありません。ただし、養老町国民健康保険に加入していた場合には住民環境課で保険の喪失手続きをする必要があります。

必要書類

- ・社会保険などの資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、健康保険資格取得証明書など

☎ 住民環境課 ☎32-1104
大垣年金事務所 ☎78-5166